

# 長和町地域福祉計画



令和2年5月

長 和 町

※「障害」の表記について

法律や条例等で使用される用語、関係機関の名称、他機関等の資料から引用する場合は原文のまま表記しますが、それ以外は「障がい」と表記しています。

## はじめに

少子高齢化の進行や、それに伴う人口減少により、我が国の地域社会を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあります。

長和町におきましても、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加等、地域を取り巻く環境の変化に伴い、地域における住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。また、個人や世帯における様々な課題が複雑化、多様化する事例が多くみられるようになり、これまでの「縦割り」による福祉制度では対応が困難なケースが増加してきております。



このような地域における福祉課題の克服に向けた施策を推進するため、長和町ではこの度、2020年度（令和2年度）から2025年度（令和7年度）までの6年間を計画期間とする「長和町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念として、「地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり」とし、制度・分野の「縦割り」や、福祉の「支え手」・「受け手」といったこれまでの関係を超えて、地域に暮らす誰もが地域の担い手として役割を持ち、お互いに支え合いながら地域とつながっていく「地域共生社会」の実現を目指し、高齢、障がい、児童等各分野の福祉に共通して取り組む事項や、その他さまざまな分野と連携して取り組む事項について盛り込んでいます。

町としましては、この計画を基に、町民の皆様や各関係機関の皆様との協働により、一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう「地域共生社会」の推進に努めてまいりたいと存じますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり様々なご意見やご提言をいただきました長和町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆さま、関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

2020年（令和2年） 5月

長和町長 羽田健一郎

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	他の計画との関係	4
第4節	計画期間	5

## 第2章 長和町の地域福祉を取り巻く現状

第1節	人口・世帯の状況	7
第2節	地域を支える人材・環境等の状況	11
第3節	支援が必要な人等を取り巻く状況	13

## 第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節	計画の基本理念	19
第2節	計画の基本目標	19
第3節	施策の体系	20

## 第4章 基本目標別の施策展開

第1節	基本目標1 「地域福祉を支える人づくり」	22
第2節	基本目標2 「誰もが参加できる支え合いの地域づくり」	26
第3節	基本目標3 「地域福祉を推進する体制づくり」	28
第4節	基本目標4 「豊かな自然の中で安全で安心して暮らせる地域づくり」	30

## 第5章 計画の推進と評価

第1節	計画の推進体制について	35
第2節	計画の進行管理と評価について	35

## 付属資料

	地域福祉に関するアンケート調査の結果	37
	長和町地域福祉計画策定経過	39
	長和町地域福祉計画策定委員会設置要綱	40
	長和町地域福祉計画策定委員会委員名簿	41

# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

### 【社会福祉情勢の変化】

- 地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来や、家族や社会的なつながりの希薄化等により、大きな転換点を迎つつあります。
- これまでの社会福祉制度においては、「支える側」と「支えられる側」を明確に分け、高齢者・障がい者・児童等、対象ごとに支援制度を整備し対応してきました。
- 昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割り制度では対応が困難なケースが増加してきています。核家族化、単身世帯の増加の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。
- このような状況を踏まえ、高齢者、障がい者、児童等をはじめとするすべての住民が、お互いを理解し、支え合いながら、その人らしくおだやかで潤いに満ちた暮らしができる社会を作っていく必要があります。

### 【地域共生社会（※1）の実現に向けた、社会福祉法の改正】

地域包括ケアシステム（※2）の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われました。（平成30年4月1日施行）

- 「我が事・丸ごと」（※3）の地域福祉推進の理念を規定（社会福祉法第4条関係）  
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする人及びその家族等が抱える複合的な地域生活課題について、地域住民や関係者の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携により包括的に提供される体制を目指す旨が明記されました。
- 福祉サービス提供体制等に関する地方公共団体の責務（社会福祉法第6条）  
地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図ることを促進するために必要な措置を講じなければならない。
- 包括的な支援体制づくりに務める旨を規定（社会福祉法第106条の3関係）
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
  - ・ 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備
- 地域福祉計画の充実（社会福祉法第107条）  
地方公共団体は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めた、地域福祉計画を策定するよう務めなければならない。

#### 【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「地域共生社会」のまちづくりを目指し、地域を取り巻く様々な地域福祉施策の基本的な方向性を定めるため、「長和町地域福祉計画」を策定します。

#### ※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

#### ※2 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりのこと。

#### ※3 我が事・丸ごと

他人事であった地域課題について、地域住民が主体的に把握し、解決を試みる体制をつくる、という考え方。

## 第2節 計画の位置づけ

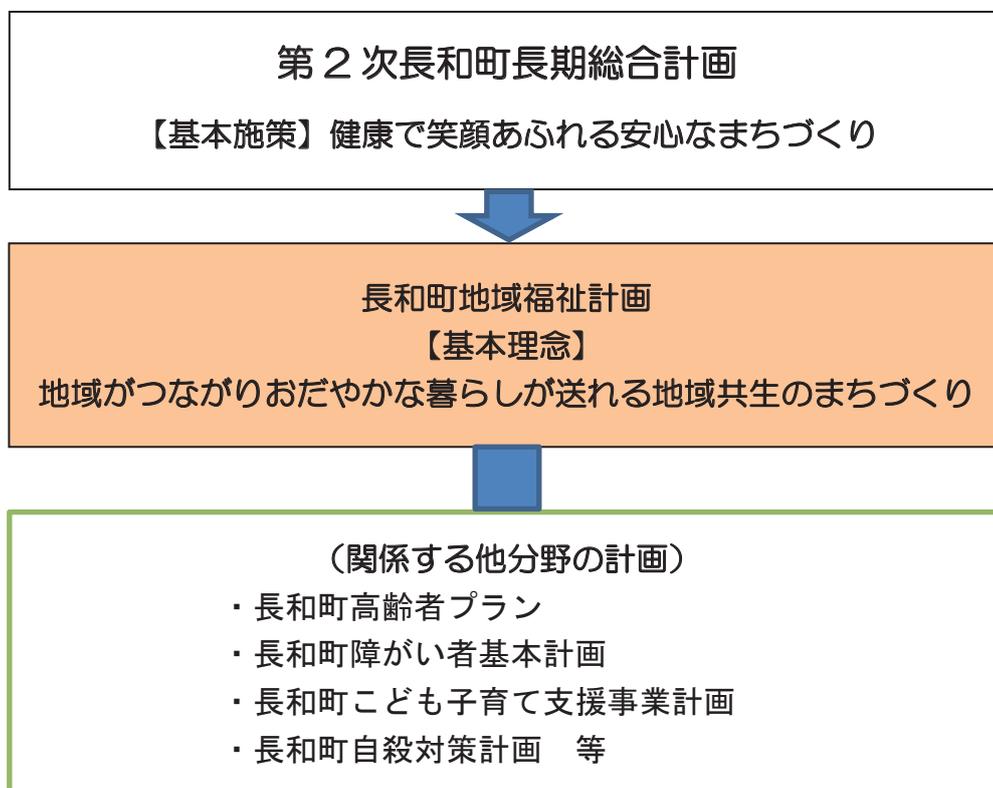
- この計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として以下の項目を盛り込み、町の地域福祉に関する基本的な方向とその実現に必要な施策を明らかにするものです。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

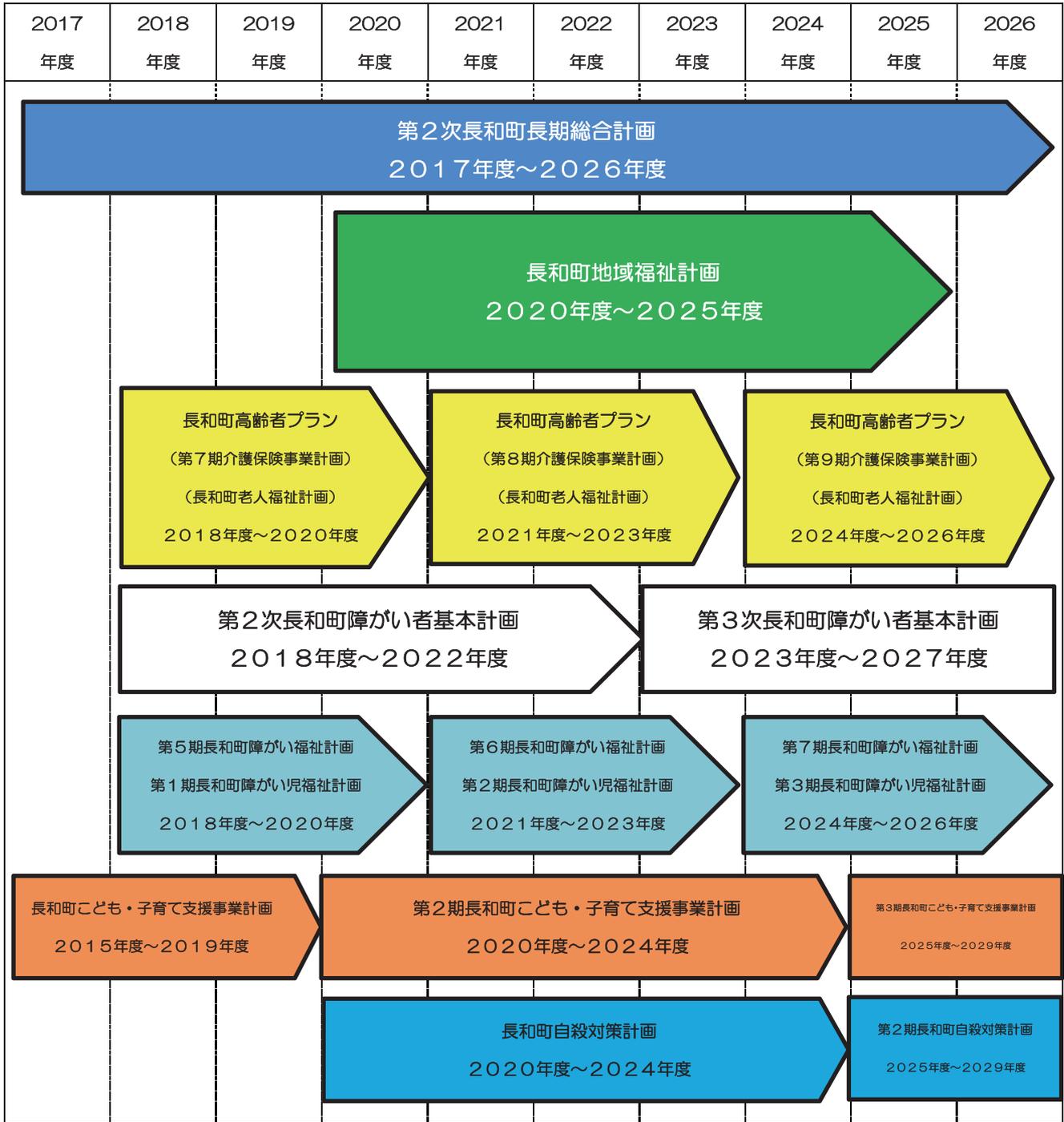
## 第3節 他の計画との関係

- この計画は、町の将来のあり方を描き、その実現に向けた方向性などを総合的に示した「第2次長和町長期総合計画」に定めた町の将来像を地域福祉分野について具現化するための計画です。

長和町地域福祉計画と深い関係（地域福祉計画が上位の計画）にあるのが、「長和町高齢者プラン」、「長和町障がい者基本計画」、「長和町こども・子育て支援事業計画」等で、これらの各分野横断的な課題に総合的に取り組むための計画として、長和町地域福祉計画を位置づけます。



【他の計画との関係図】



第4節 計画期間

○ この計画は、2020年度（令和2年度）を初年度とし、2025年度（令和7年度）までの6年間を計画期間とします。

ただし、地域福祉を取り巻く環境に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章

### 長和町の地域福祉を取り巻く現状

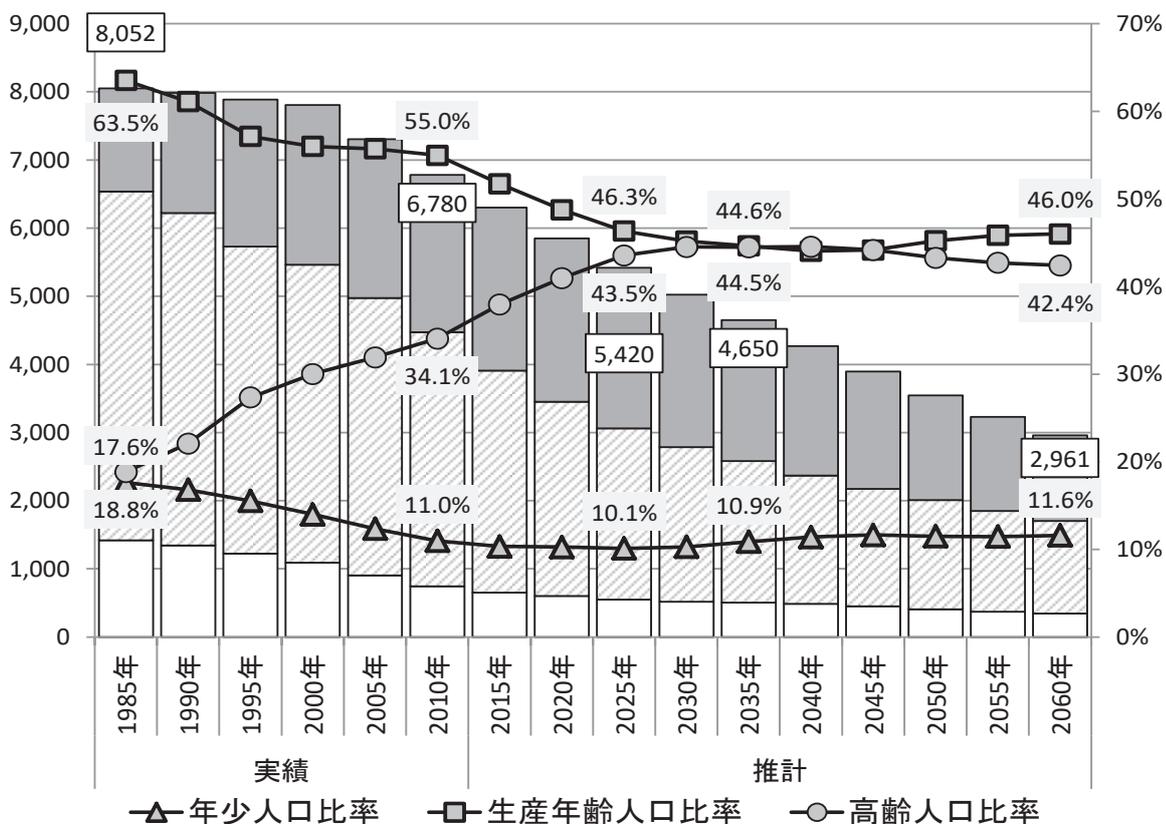
## 第1節 人口・世帯の状況

### (1) 将来の人口の見通し

長和町の2010年（平成22年）の人口は、6,780人で将来人口推計をみると、2035年（令和17年）には生産年齢人口と高齢人口が均衡化し、高齢化が加速します。2060年（令和42年）には人口の半数が高齢者となり、それを支える現役層の負担が大きくなります。

また、この見通しは合計特殊出生率（※4）が一定程度向上することや、社会減が一定程度改善することが前提となっていますが、総じて全体の人口は減少し続けると予想しています。

図1 【年齢3区分別人口の推移、推計】 ※「長和町人口ビジョン」より



※定義：年少人口（0～14歳） 生産年齢人口（15～64歳） 高齢人口（65歳以上）

#### ※4 合計特殊出生率

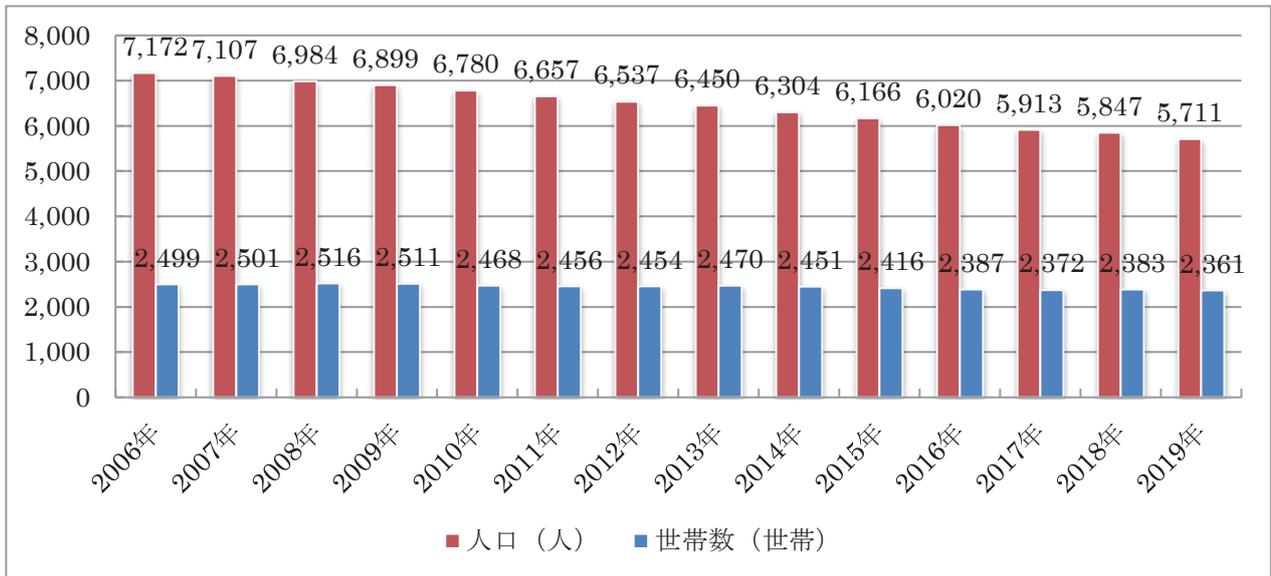
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 人口・世帯数の推移

2019年（平成31年）1月1日現在の長和町の総人口は、5,711人で2006年（平成18年）以降ゆるやかな減少傾向が続いています。

一方、世帯数は2,361世帯で、2016年（平成28年）から横ばい傾向にあります。

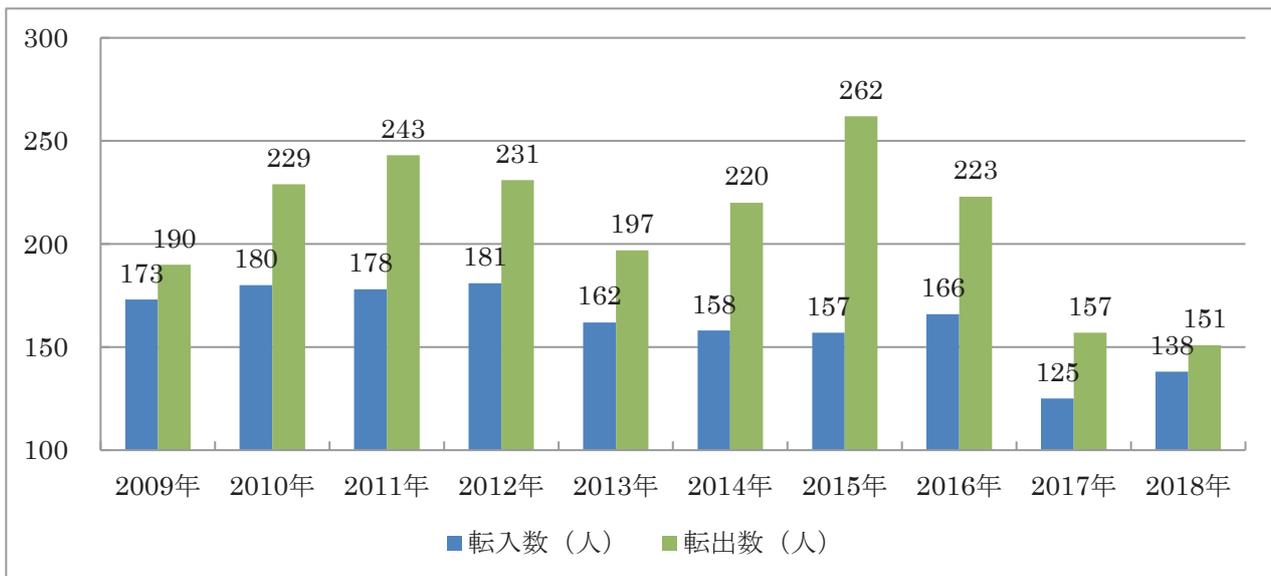
図2 【人口・世帯数の推移（1月1日現在）】 ※「長野県毎月人口異動調査」より



(3) 転入・転出の状況

転入者は、増加と減少を繰り返しながら全体としては減少傾向を示しており、転出者が2015年（平成27年）の262人をピークとして、それ以降は減少しています。

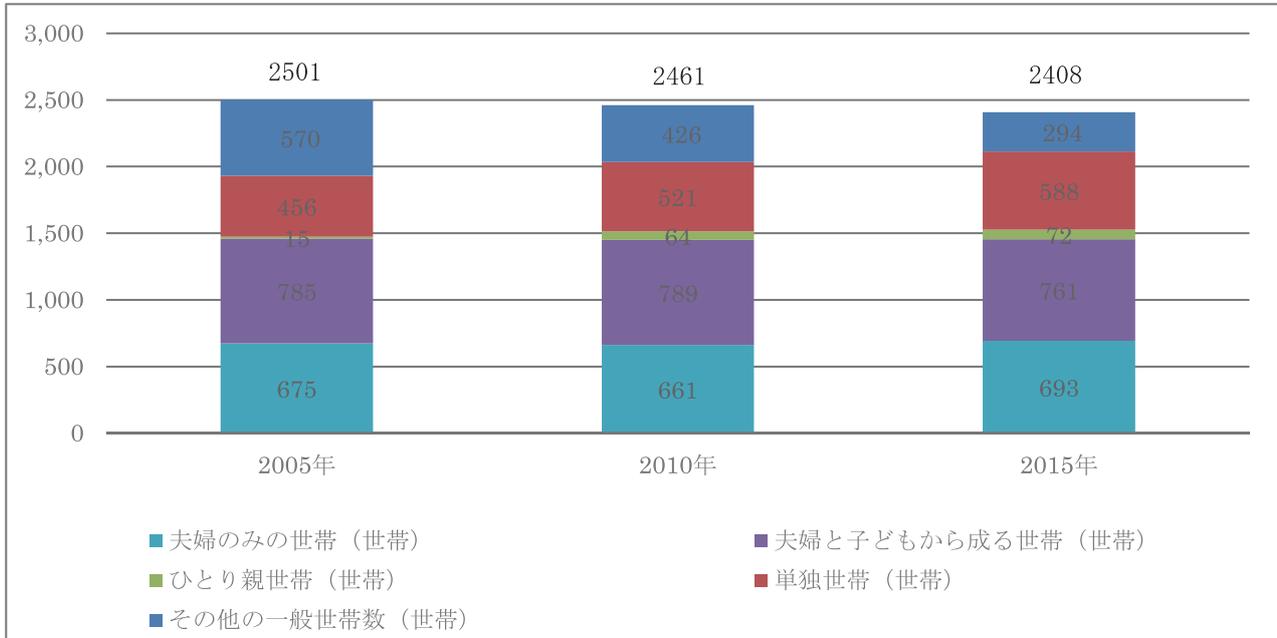
図3 【転入・転出者の状況（1月1日現在）】 ※「長野県毎月人口異動調査」より



#### (4) 世帯構造の変化

長和町の2015年（平成27年）10月1日現在の世帯数は、2,408世帯です。世帯構成を見ますと、「夫婦と子どもからなる世帯」の世帯数がやや減少傾向であるのに対し、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「ひとり親世帯」が増加傾向にあります。

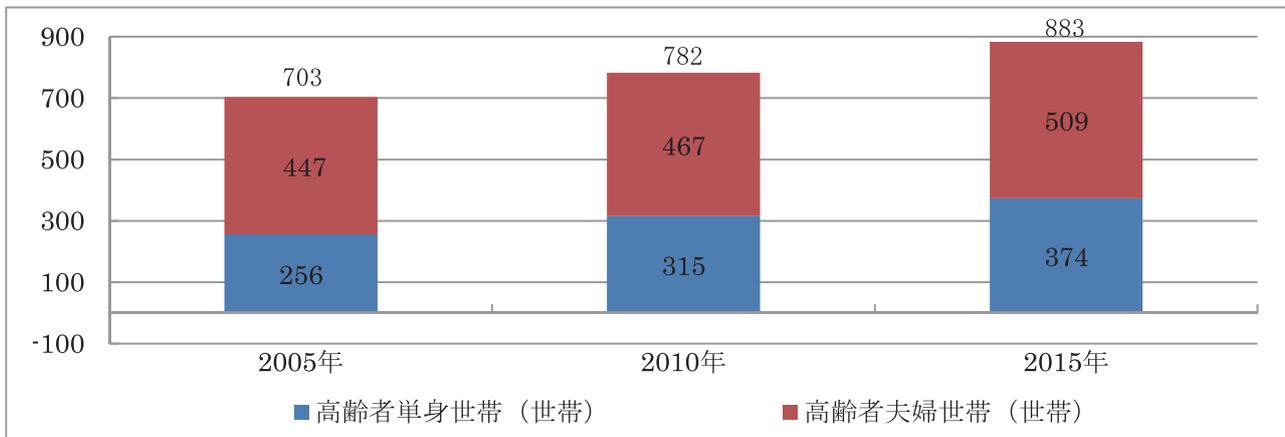
図4 【世帯類型別世帯数の推移（10月1日現在）】 ※総務省「国勢調査」より



#### (5) 高齢者世帯数の推移

長和町の高齢夫婦世帯数（夫婦のいずれかが65歳以上の世帯）及び高齢単身世帯（65歳以上高齢者単独の世帯）は、2005年（平成17年）では703世帯で全世帯の28.1%でしたが、2015年（平成27年）では883世帯（36.6%）で増加傾向にあります。人口減少が見込まれる中で、全世帯に占める高齢者世帯の割合が増加していくことが見込まれています。

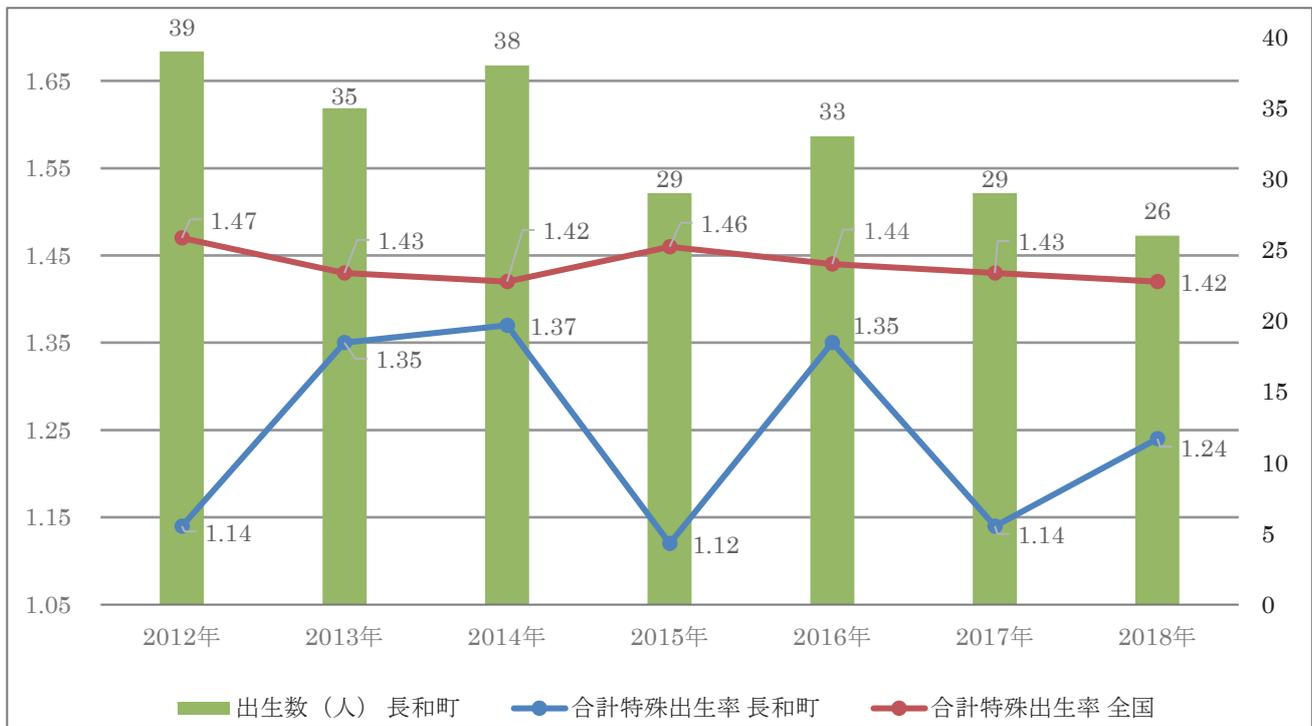
図5 【高齢者世帯数の推移（10月1日現在）】 ※総務省「国勢調査」より



(6) 出生数の状況

人口動態によりますと、2018年（平成30年）1月1日～12月31日までの町の出生数は、26人で合計特殊出生率は1.24（全国1.42）でした。この合計特殊出生率は、2.07で人口の水  
準が保たれると考えられており、少子高齢化、人口減少がさらに進んでいる傾向にあります。

図6 【出生数及び合計特殊出生率（12月末日現在）】 ※「人口動態」より



## 第2節 地域を支える人材・環境等の状況

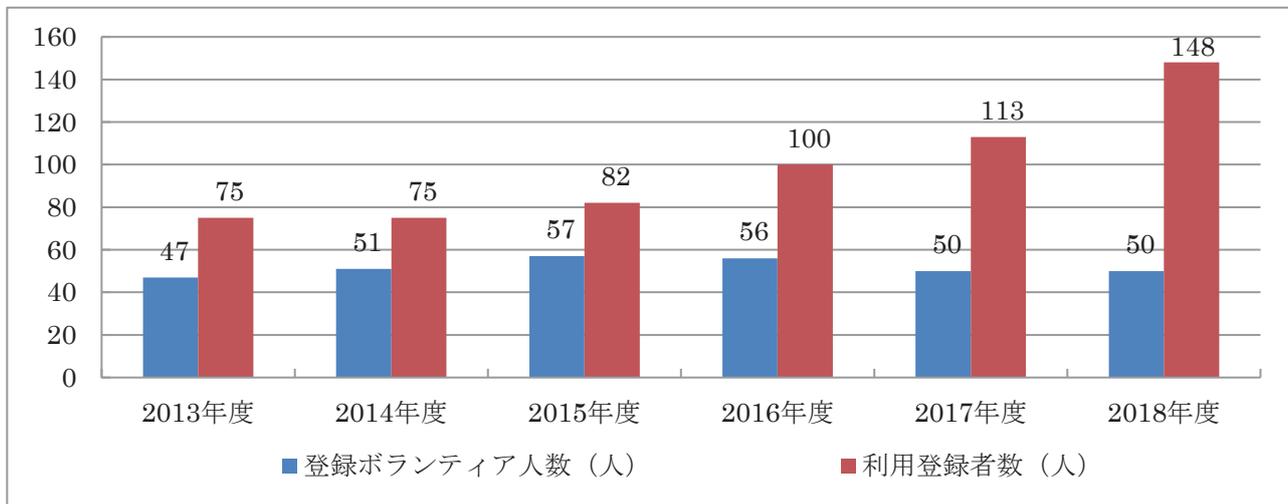
### (1) ボランティアの状況

#### ○ 支え合いサポート事業ボランティアについて

町では、高齢者等が日常生活上で援助や支援等が必要な困りごと（買物代行・住居内の清掃・ゴミ出し等）について、ボランティアと連携して支援を行う「支え合いサポート事業」を、長和町社会福祉協議会と連携して行っています。2015年（平成27年）度から、高齢者等の買物や通院等のため車での移動を支援する「なっちゃん便」が実施されるようになり、「支え合いサポート事業」への需要が増加しています。

その一方で、ボランティアの人数は50人前後で推移していますが、利用登録者数は年々増加しており、新規ボランティアの方を増やしていくことが課題となっています。

図7 【支え合いサポート事業ボランティア登録者数（年度末現在）】 ※「町政白書」より



#### ○ その他ボランティア活動について

支え合いサポート事業以外に、町内にあるボランティア団体は5団体（社会福祉協議会に所属）で、活動内容は以下のとおりです。

##### ①あゆみ会

登録者数：70人（2018年度（平成30年度）現在）

主な活動：病院周辺でのごみ清掃、福祉施設での洗濯お手伝い 等

##### ②声の広報

登録者数：14人（2018年度（平成30年度）現在）

主な活動：町の「広報ながわ」や「議会だより」の掲載記事を録音し、音声記録を希望者に配布する。

##### ③傾聴ボランティア

登録者数：12人（2018年度（平成30年度）現在）

主な活動：高齢者等の自宅や施設を訪問し、話し相手となる活動をしている。

④いきいきサロン

登録者数：217人（2018年度（平成30年度）現在）

主な活動：高齢者の集いの場、仲間づくり・地域づくりの場を行う  
（お茶会等）

⑤おたっしゅサポーター養成研修

修了者数：16人（2018年度（平成30年度））

主な活動：地域を支えるサポーター研修を通じて健康に関する知識や運動  
を身につける（必修研修、フォローアップ研修）

（2）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の中で住民の相談や日常の見守り、関係機関への橋渡し等、地域福祉を推進するための活動を行っています。長和町では29人（2019年（令和元年）12月1日現在）が委嘱されています。

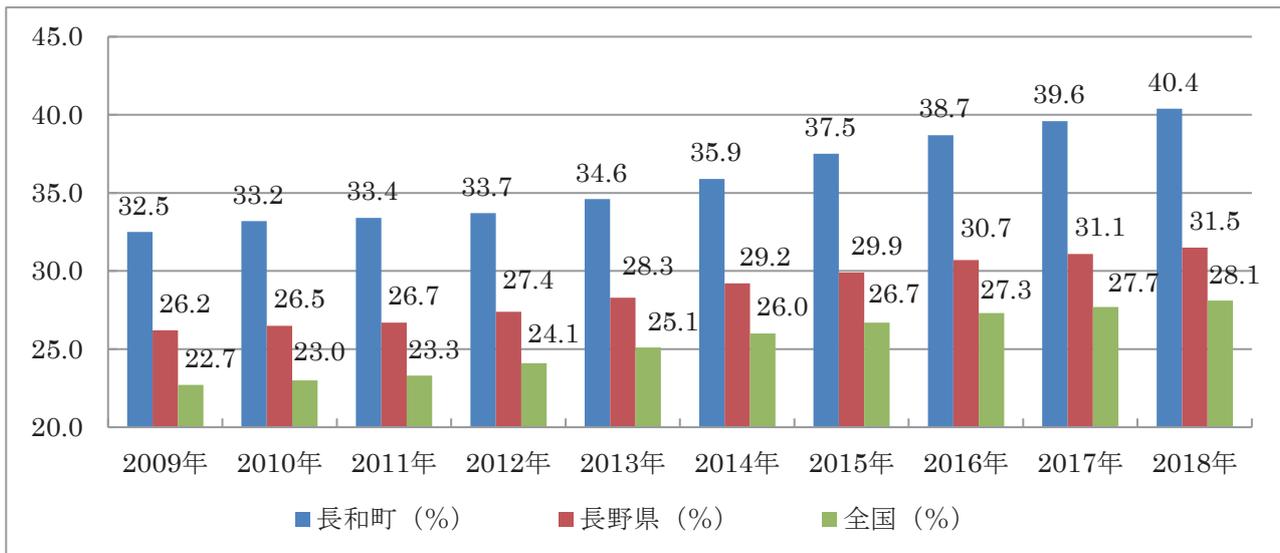
一方で、民生委員・児童委員の平均年齢は65.8歳（2019年（令和元年）12月1日現在）であり、地域の身近な相談等を高齢者が担っている実態が見られます。

### 第3節 支援が必要な人等を取り巻く状況

#### (1) 高齢者を取り巻く状況

長和町における2018年（平成30年）10月1日現在高齢者人口（65歳以上）は、2,502人で、高齢化率は40.4%となっています。これは県の31.5%、国の28.1%（2018年（平成30年）10月1日現在総務省人口推計）と比較しても高くなっており、今後も高齢化率は上昇することが予想されます。

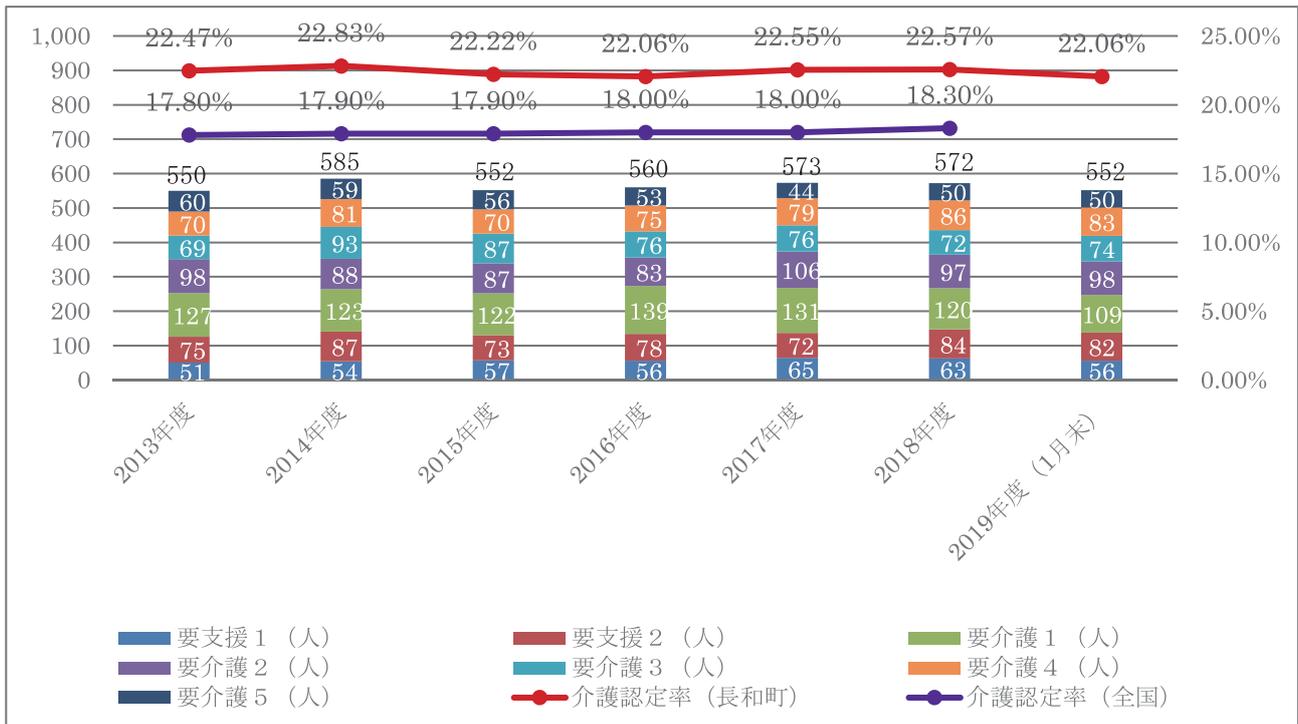
図8 【高齢化率の推移（10月1日現在）】 ※「町政白書」より



(2) 要介護（要支援）認定者を取り巻く状況

長和町における要介護（要支援）認定率（※5）は、2018年度（令和元年度）で22.57%であり、同時期の国の認定率（18.30%）と比較して4ポイント程度高く認定率が高いことがわかります。要介護（要支援）認定率が高いほど、介護保険適用が増加することになり、介護保険による負担が増えることになります。

図9 【要介護（要支援）認定者数の推移（各年度末現在）】※「町政白書」より



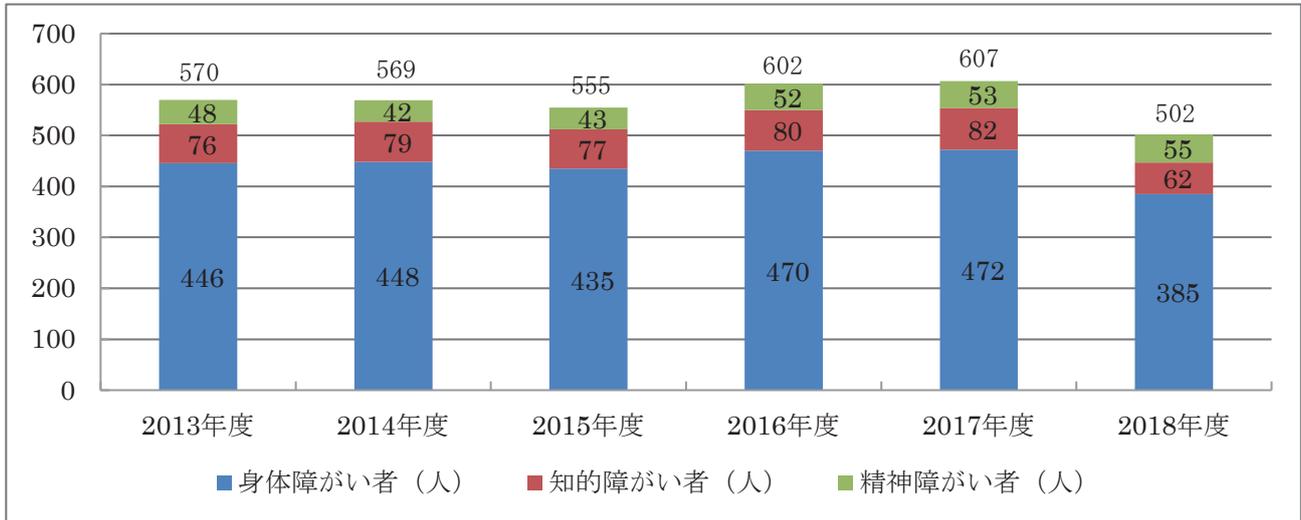
※5 要介護（要支援）認定率

介護保険制度における65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、要介護（要支援）に認定された人の割合。

(2) 障がい者を取り巻く状況

2018年度（平成30年度）末時点の長和町内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者 385人、知的障がい者 62人、精神障がい者 55人、合計 502人となっています。身体障がい者、知的障がい者は減少傾向にある一方で、精神障がい者の人数は増加傾向にあります。

図 10 【障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）】 ※「町政白書」より

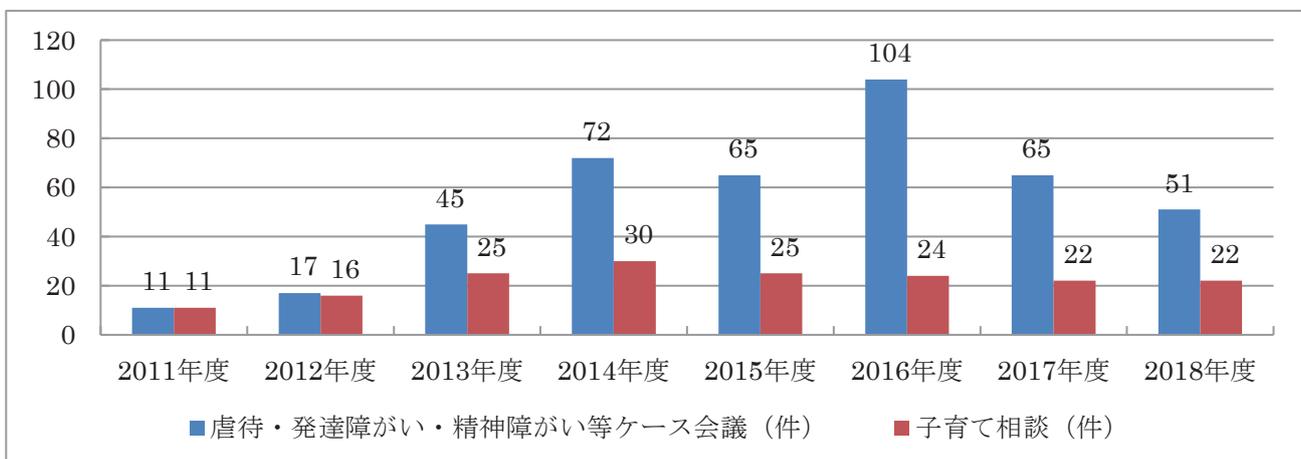


(3) 児童を取り巻く状況

近年、子育ての家庭を取りまく環境が大きく変化し、少子化の進行や親子関係の問題等手厚い支援が必要になっています。虐待予防の面では、2008年度（平成20年度）より児童の虐待相談窓口がこども・健康推進課健康づくり係となり、住民に周知しているところです。支援が必要な家庭は要支援ケースとして虐待同様に関係機関との連携を密にし、虐待防止に取り組んでいます。

2018年度（平成30年度）の虐待・発達障がい・精神障がい者に関わるケース会議の件数は、延べ51件でした。2016年度（平成28年度）では、難しい案件対応する必要があったため、ケース会議の件数が104件となっています。

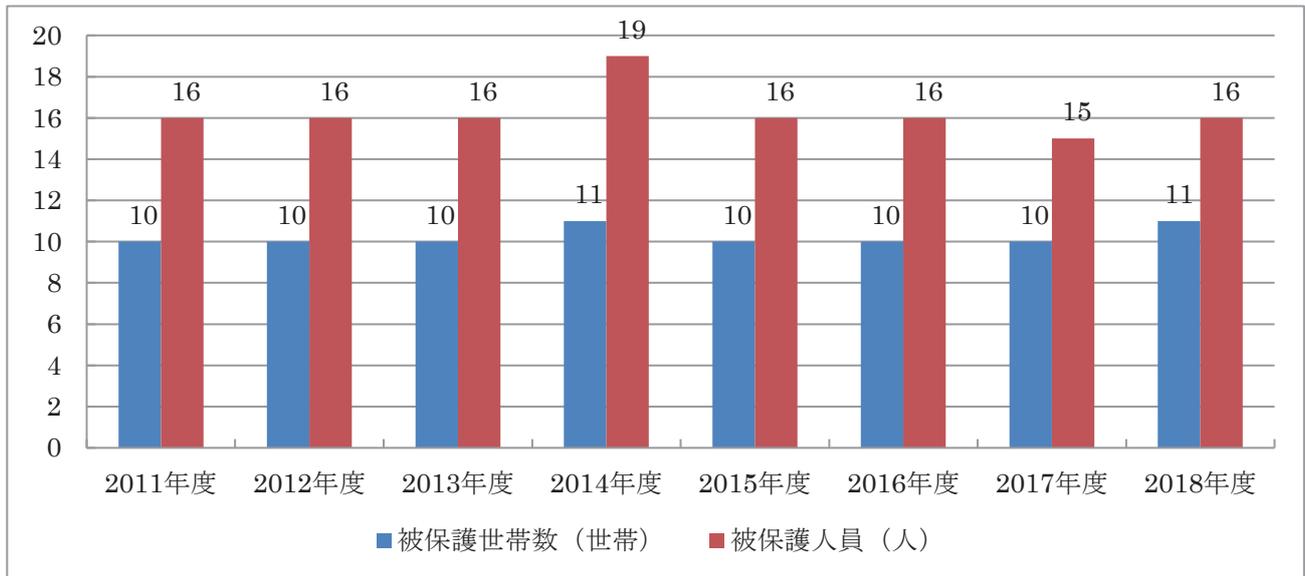
図 11 【子育て相談・ケース会議等件数（年度末現在）】 ※「町政白書」より



#### (4) 生活困窮者を取り巻く状況

長和町内の生活保護受給者は、2014年度（平成26年度）の11世帯、19人を除いてほぼ横ばいの状況となっています。長和町の場合、生活保護事業は佐久保健福祉事務所が担当していますが、近年は生活保護受給者の高齢化が進んでいます。

図12【生活保護 被保護世帯数・被保護人員の推移（年度末現在）】※「町政白書」より

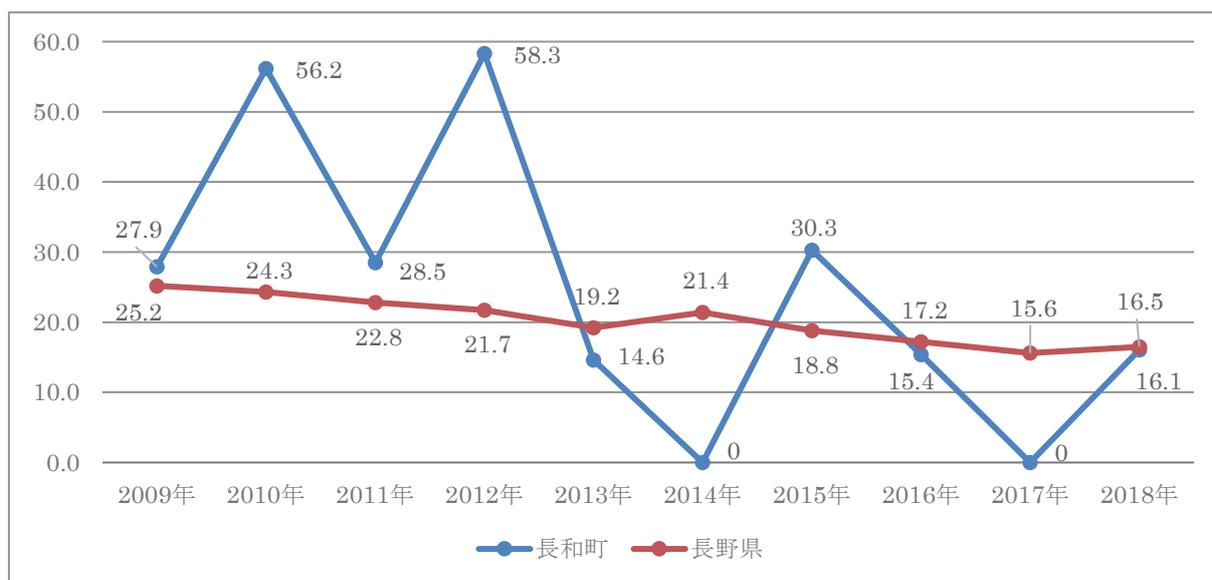


(5) 自殺者を取り巻く状況

長和町は国、県に比較して自殺死亡率(※6)が高く、自殺する人が1人もいない町という目標を掲げ、2013年度(平成25年度)に長和町自殺予防対策連絡協議会、庁内自殺予防対策委員会を設置しました。この協議会、委員会の中では、町の自殺の現状と自殺予防対策について協議を行い、自殺予防に対する意識を高めています。

また、啓発パンフレットの配布やこころの健康づくり講演会、心の健康相談会、ゲートキーパー(※7)養成講座等を実施しています。

図 12【自殺死亡率(12月末現在)】※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より



※6 自殺死亡率

人口10万人あたりの年間自殺者数を表す。

※7 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

## 第3章

### 計画の基本理念・基本目標

## 第1節 計画の基本理念

2016年（平成28年）に策定した「第2次長和町長期総合計画」では、まちの将来像である「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷」を目指し、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、「住民と行政との協働のまち」「豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち」「地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち」という3つの基本理念を定め、それを実現するための基本施策を展開しています。

その基本施策のひとつである、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」では、こどもから高齢者まですべての住民が安心していきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりや地域福祉、障がい者福祉、社会保障などの福祉施策を充実させることにより、誰もが健康で自分らしい暮らしが実現できる社会を目指す方向性が示されています。

以上のことを踏まえ、「長和町地域福祉計画」の推進にあたり、次の基本理念を定めます。

### 基本理念

地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり

## 第2節 計画の基本目標

基本理念を実現するため、基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域福祉を支える人づくり

基本目標2：誰もが参加できる支え合いの地域づくり

基本目標3：地域福祉を推進する体制づくり

基本目標4：豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり

### 第3節 施策の体系

#### 基本理念

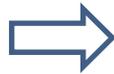
地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり

基本目標

施策

#### 基本目標1

地域福祉を支える  
人づくり



- 1 「お互い様」意識の醸成
- 2 担い手となる人材の発掘・育成
- 3 福祉人材への支援

#### 基本目標2

誰もが参加できる支え合いの  
地域づくり



- 1 お互いに助け合う仕組みづくり
- 2 福祉施設と連携した地域づくり
- 3 誰もが参加できるボランティア活動の充実

#### 基本目標3

地域福祉を推進する  
体制づくり



- 1 相談体制の充実
- 2 各分野横断的支援体制づくり
- 3 権利擁護を推進する体制づくり
- 4 地域課題の解決に対応する体制づくり

#### 基本目標4

豊かな自然の中で  
安全で安心して暮らせる  
まちづくり



- 1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進
- 2 生活支援の充実したまちづくり
- 3 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 4 すべての人への情報提供の充実

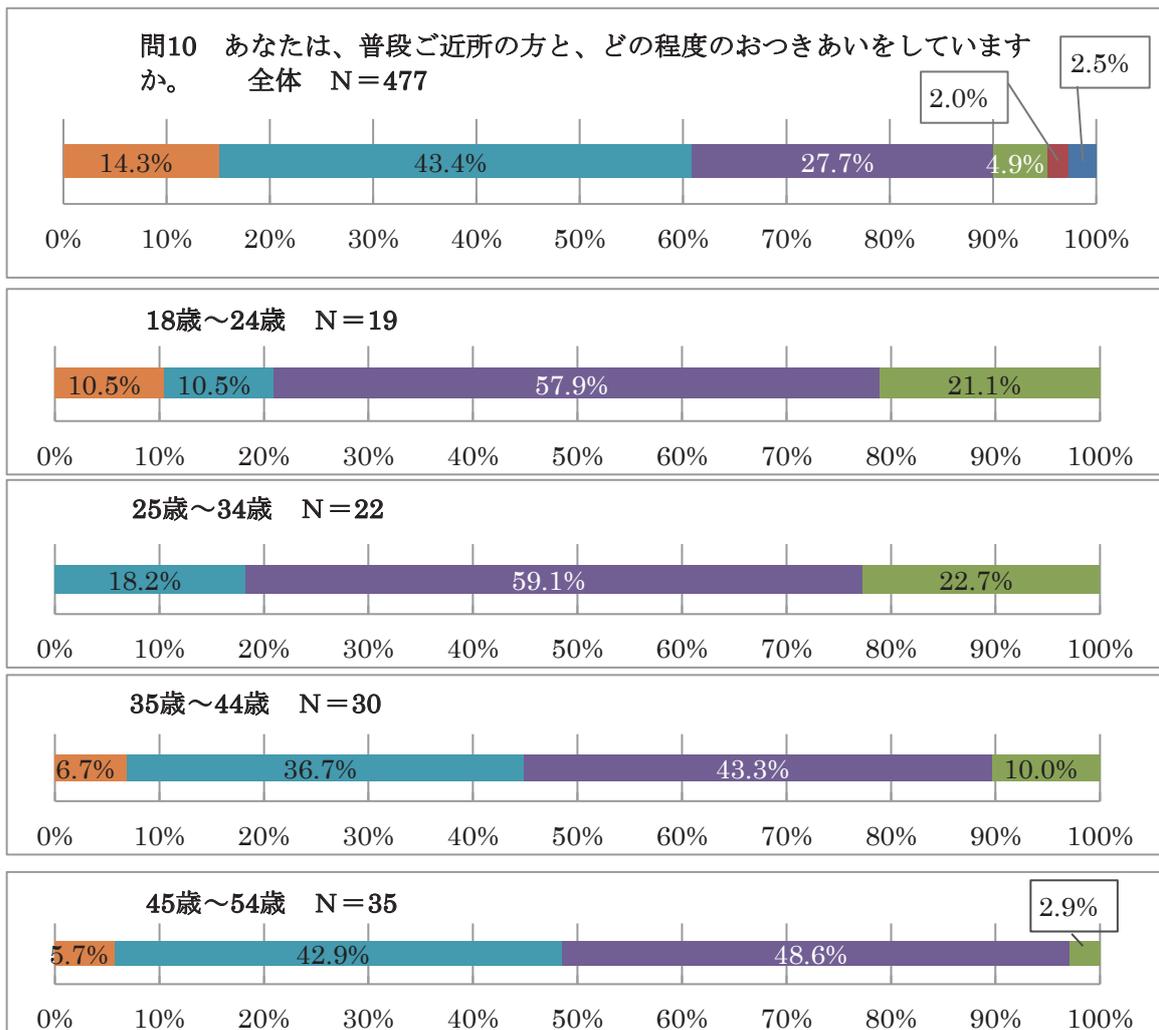
## 第4章

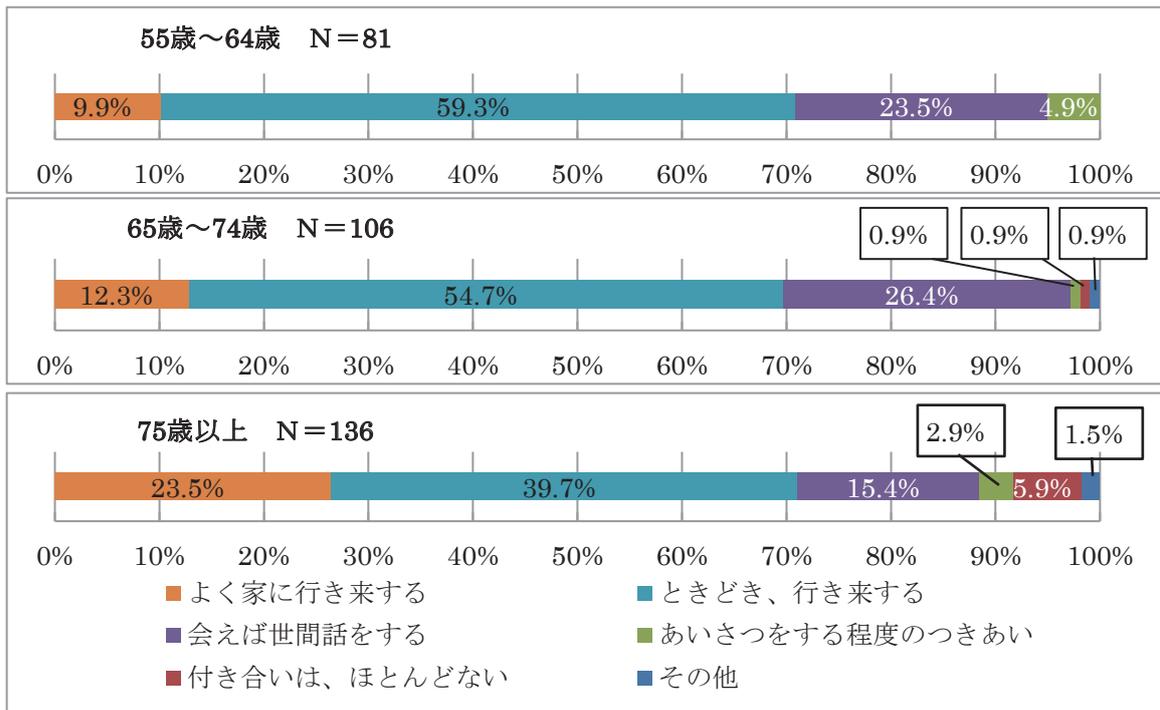
### 基本目標別の施策展開

## 第1節 基本目標1 「地域福祉を支える人づくり」

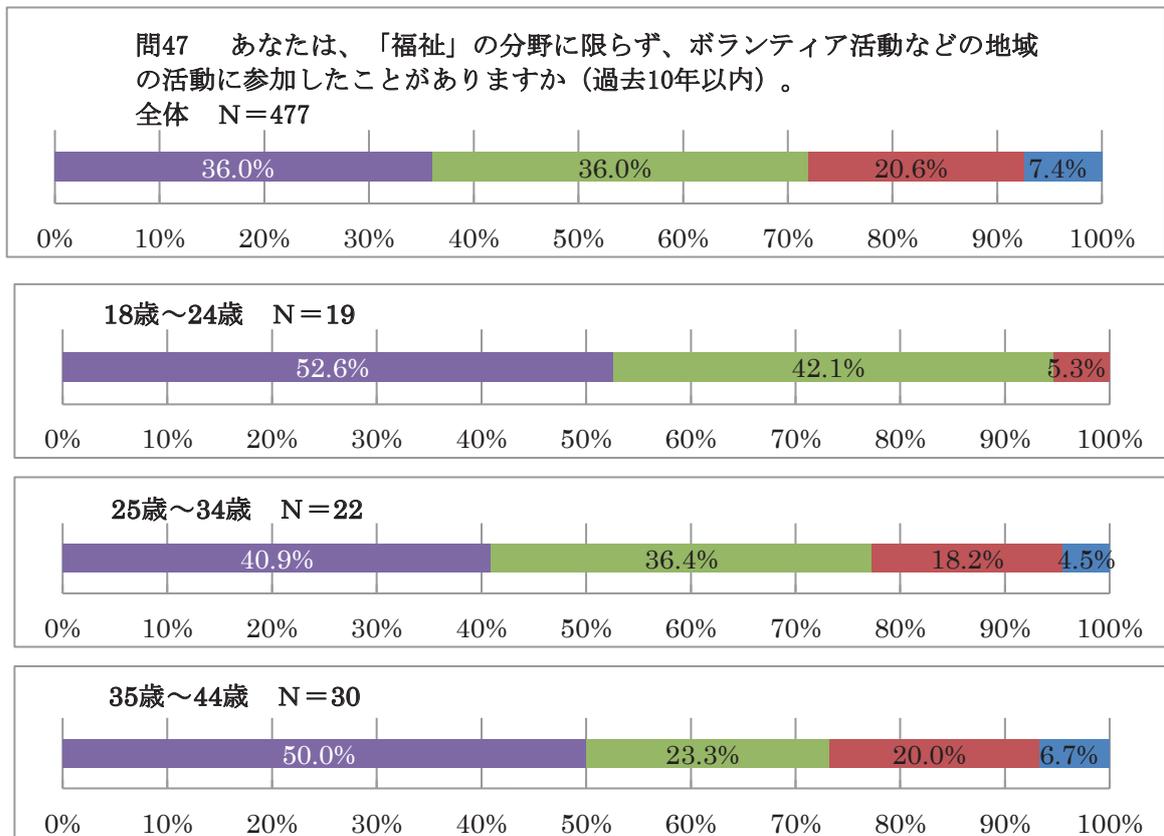
### (1) 現状と課題

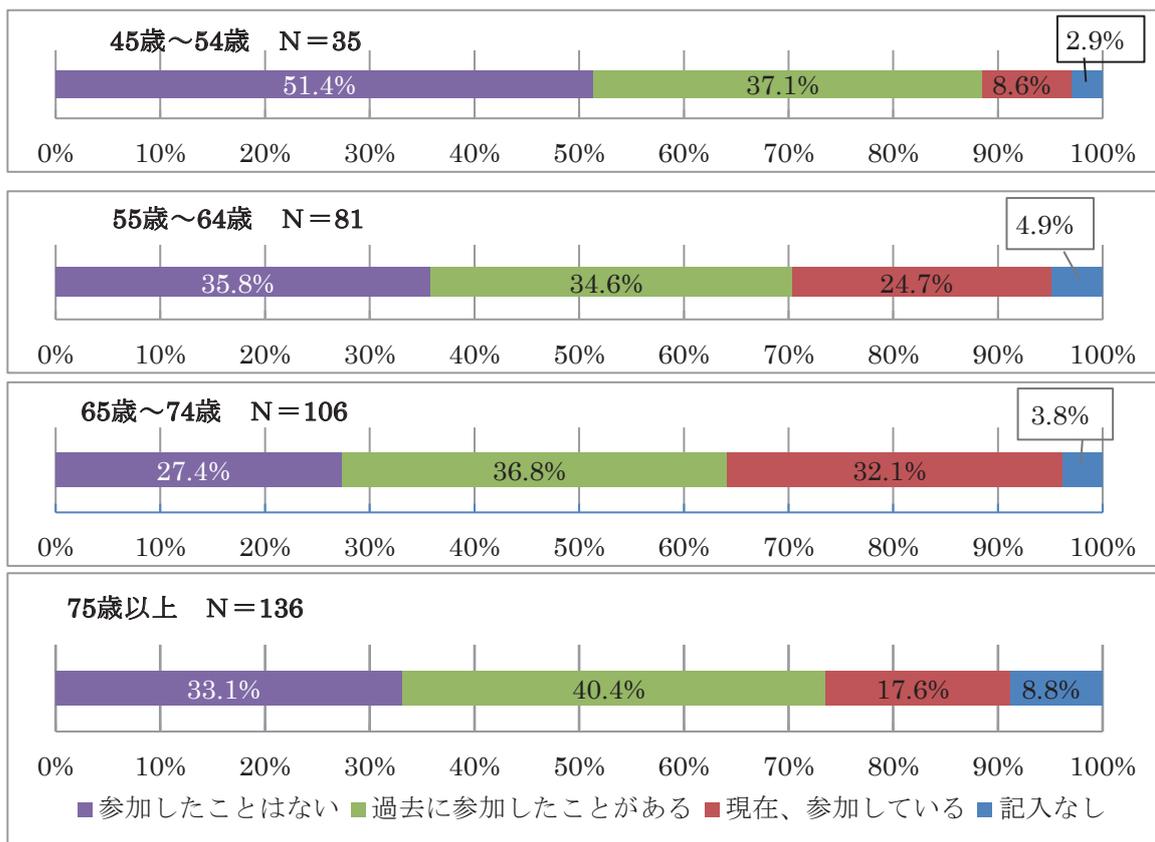
- 少子高齢化が進行する中で、価値観の多様化や地域のつながり、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっています。また、地域福祉の担い手側にも高齢化が進み、高齢者が高齢者を支える、あるいは高齢の親が障がいを持つ家族を支える、という状態が見られます。
- 一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。
- 住民一人ひとりが共に支えあう意識をもち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、団体等、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。
- アンケート調査の結果からも、問10「あなたは、普段ご近所とどの程度のお付き合いをしていますか」との質問に、高齢世代ほど「よく家に行き来する」、「ときどき、行き来する」と回答した割合が高く、若年世代ほど「会えば世間話をする」、「あいさつをする程度の付き合い」と回答した割合が高く、若い世代ほどより地域とのつながりが低い傾向が見られました。





○ 問47「過去10年以内でボランティア活動などの地域に参加したことがありますか」との質問では「現在参加している」「過去に参加したことがある」と回答する人が比較的多く、年齢が下がるほど「参加したことはない」が多くなる傾向が見られました。





## (2) 今後の主要な施策展開

### 1 「お互い様」意識の醸成

地域で暮らす住民一人ひとりが中心になり、行政等とも連携しながら自らが暮らす地域の課題や解決について話し合う「住民交流の場」を設けることにより、困ったときは互いに助け合う、という「お互い様」意識の醸成を図ります。

#### 【取り組み項目】

- 長和町住民自治基本条例に基づき、住民と町が地域社会における課題を相互に共有し、解決に向けて協働して取り組むよう進めます。
- 住民を対象とする講座や研修を行う等、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、地域の担い手意識の醸成を図ります。
- 地域の活動や祭り等行事について、より参加しやすいしくみを整えることで、児童からお年寄りまで集えるような交流の場の充実を図ります。

## 2 担い手となる人材の発掘・育成

地域住民に対する福祉教育や研修を実施することで、福祉の担い手となる人材の発掘・育成を行います。

また、全ての教育機関の協力による地域の課題解決に向けた取り組みや、地域資源を活用した福祉学習の実施等により、福祉への関心を高めてもらうように努めます。

### 【取り組み項目】

- 地域住民を対象とする福祉教育や研修を実施することにより、地域における福祉人材の養成を図ります。
- 全ての教育機関の地域福祉実習を、福祉施設等で受入れるよう支援し、将来の福祉人材の発掘、育成、就業支援等を図ります。

## 3 福祉人材への支援

持続可能な地域づくりを支える福祉人材の育成や、ボランティア活動の担い手に対する支援を行います。

### 【取り組み項目】

- 社会福祉協議会と協力し、各種ボランティア活動の担い手に対する情報発信等、必要な支援に努めます。

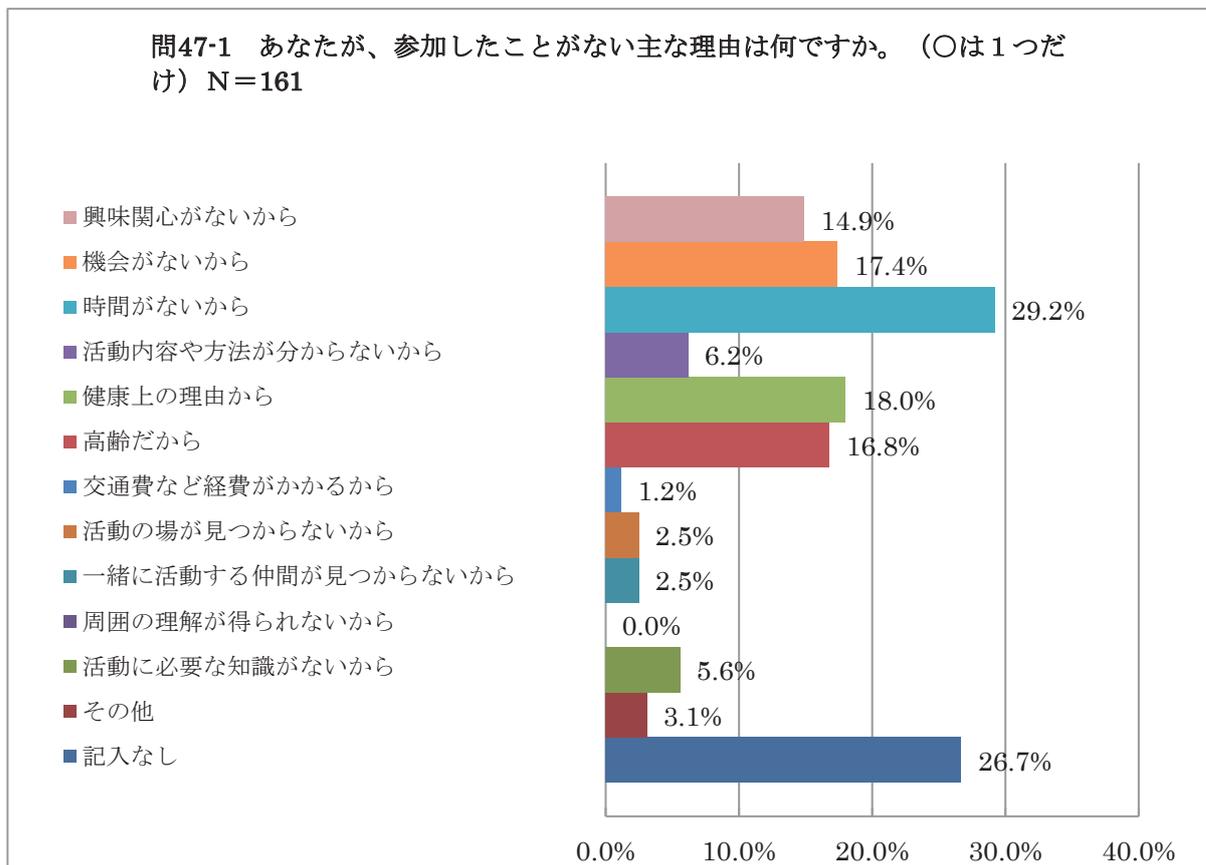
## 4 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

## 第2節 基本目標2 「誰もが参加できる支え合いの地域づくり」

### (1) 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっていますが、一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。
- 町民が共に支え合う意識を持ち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、住民、地域団体など、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。
- 年齢や性別に関わらず、誰もが気軽に地域活動に参加・協力することができるよう、活動内容の検討や環境の整備を進める必要があります。
- アンケート調査において、問47-1「地域活動に参加したことがない主な理由」について、「時間がないから」が29.2%と最も高く、次いで「健康上の理由から」が18.0%、「機会がないから」が17.4%となっています。



## (2) 今後の主要な施策展開

### 1 お互いに助け合う仕組みづくり

町内の自治会、ボランティア団体等との協働により、高齢者、障がい者、一人暮らし世帯、児童等の見守りや声かけ等の地域ネットワークを支援し、地域全体の福祉向上を図ります。

#### 【取り組み項目】

- 地域住民同士の日常のあいさつ推進や見守り等の自主的な活動の推進を図ります。
- 日常的な支え合いが必要な町民の情報共有や活用方法について、個人情報の取扱い等に配慮しながら、支え合いの仕組みづくりを図ります。

### 2 福祉施設と連携した地域づくり

地域住民、学校、公民館、福祉施設等との連携により、児童の居場所づくりや、高齢者等が集える場の設置を推進します。

#### 【取り組み項目】

- 福祉施設と連携した地域福祉拠点を設置し、多様な世代間の交流や誰もが集える場の設置の支援を図ります。

### 3 誰もが参加できるボランティア活動の充実

地域住民なら誰でも参加しやすいように、「悩み事の話聞く」や「話し相手になる」などといったちょっとした頼まれごと活動をボランティアのメニューに位置づけ、誰もが参加しやすい仕組みを整えることにより、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアに参加してもらえる雰囲気づくりを図ります。

#### 【取り組み項目】

- 年齢や性別に関わらず誰もが地域活動に参加できるよう、体制の整備や活動内容について検討を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ちょっとした頼まれごと活動をボランティアのメニューに取り入れる等ボランティア活動の充実を図ります。

### 4 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

### 第3節 基本目標3 「地域福祉を推進する体制づくり」

#### (1) 現状と課題

- 福祉サービスの相談体制については、これまで、高齢者・障がい者・児童等の対象分野別に制度の充実が図られてきました。しかし、個人個人の価値観の違いや生活習慣の多様化等による複合的な課題を抱えるケースが顕在化してきており、そのようなケースに対応するためには、相談・支援機能の複合化が必要になっています。

#### (2) 今後の主要な施策展開

##### 1 相談体制の充実

高齢者、障がい児者、児童のほか、引きこもりや生活困窮等の複雑・多様な課題を包括的に受け付ける総合相談体制の整備を図ります。

##### 【取り組み項目】

- ・福祉に関連する相談を一元化した「ワンストップ窓口」の設置を検討するとともに、庁内の関係各課及び関係機関等との連携により、円滑に相談対応できる体制の構築に努めます。

##### 2 各分野横断的支援体制づくり

高齢者、障がい児者、児童等これまで分野別に縦割りで行ってきた支援体制の分野との横の連携を図ることにより、多様化・複雑化した福祉課題に対応できる支援体制の確立を目指します。

##### 【取り組み項目】

- ・複数の福祉課題を抱えるケースについては、福祉関係部署によるチームを作り、対応するしくみを整えます。

### 3 権利擁護を推進する体制づくり

高齢者や障がい児者等が、地域で自立した生活を送ることができるため、当事者の権利擁護を推進する体制を整えます。

#### 【取り組み項目】

- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待、差別等や、配偶者等からの暴力(DV)について、関係機関と連携して迅速な対応に努めます。
- 権利擁護支援に向けて成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置を行い、相談支援や広報啓発等に取り組みます。
- 専門職団体や関係機関による協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

### 4 地域課題の解決に対応する体制づくり

社会情勢の変化により、複雑化した福祉問題に対応するため、町の支援体制のほか、県や広域で設置している各機関との連携による総合的な支援体制の整備を図ります。

#### 【取り組み項目】

- 地域の課題に対し、地域住民と連携し解決に向けた取り組みを行う体制を整えます。

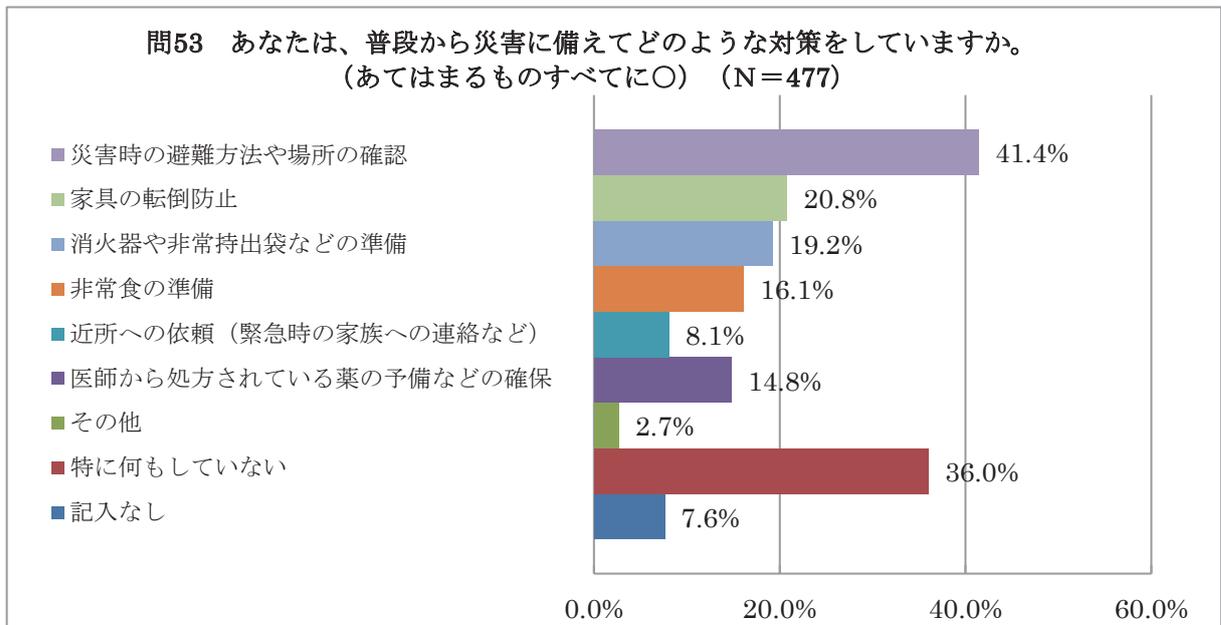
### 5 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

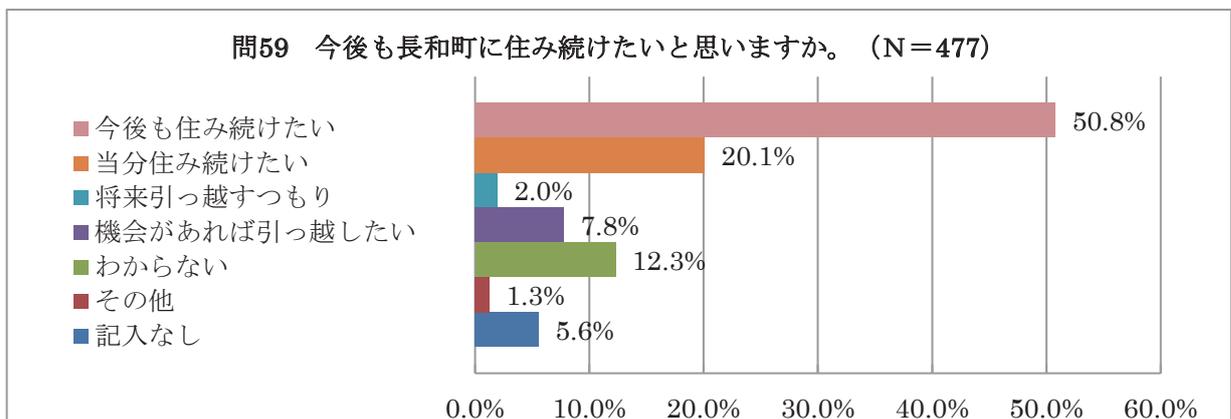
## 第4節 基本目標4 「豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり」

### (1) 現状と課題

- 近年、大型台風やゲリラ豪雨等による災害が頻発していますが、被害を最小限にするためには、住民一人ひとりがその危険性について認識し、迅速な避難行動をとることが重要です。また、単独での避難が難しく支援を必要とする避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力による避難支援が必要です。
- また、地域福祉計画策定委員会での協議の中では、いわゆる「交通弱者対策」の問題が取り上げられ、町から上田市等の近隣市町村への移手段が確保しにくい、また、公共交通バスの路線数、本数が少ない、といった課題が挙げられました。
- 町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性に応じた安全、安心なまちづくりを推進していく必要があります。
- アンケート調査の中では、問53「普段から災害に備えてどのような対策をしているか」との問に対し、「特に何もしていない」との回答が全体で36.0%となっています。



- 問59「今後も長和町に住み続けたいですか」との質問に対し、「今後も住み続けたい」との回答が50.8%と最も多く、次いで「当分住み続けたい」が20.1%となっています。



## (2) 今後の主要な施策展開

### 1 防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進

行政、自主防災組織等との連携により、住民向けの防災教育や避難訓練といった活動を通じて住民の防災意識の啓発に努めます。

また、高齢者や障がい児者等を含むすべての住民が、社会的・制度的・心理的な様々な障壁（バリア）を取り除き、住み慣れた地域でおだやかに暮らすことのできる社会を目指します。

#### 【取り組み項目】

- 地域における自主防災組織（※8）の整備、充実を図るとともに、防災避難訓練等の強化や防災教育を通じて、防災意識の啓発に努めます。
- 高齢者等を狙った犯罪や消費者トラブルに備え、消費生活センターや警察等関係機関と連携した情報提供や啓発活動を推進し、被害の防止に努めます。
- 避難行動要支援者（※9）の避難対策について、各関係機関と連携して避難支援プランの作成、見直し、充実を図ります。

#### ※8 自主防災組織

災害対策基本法第5条2に規定されている、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

#### ※9 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により規定された。

## 2 生活支援の充実したまちづくり

地域住民が安全で安心して暮らし続けられるため、ハード、ソフト両面で安心・安全なまちづくりを図ります。

### 【取り組み項目】

- 公共交通のあり方について、関係機関と連携し検討します。
- 町内の公共施設や歩道等のバリアフリー化を進め、安全性の向上を図ります。
- 心のバリアフリー（※10）に関する情報発信や研修等をおこない、啓発に努めます。

## 3 健康で安心して暮らせるまちづくり

地域住民の健康維持・増進のため、関係者と連携し、住民の健康づくりに関する活動の充実を図ることにより、誰もが健康で暮らせるまちづくりを目指します。

### 【取り組み項目】

- 各種健康増進事業への積極的な参加を促し、健康増進を図ります。
- 各種健康診断の受診結果を活用した健康相談及び保健指導の充実により、健康の保持増進を図ります。

### ※10 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

#### 4 すべての人への情報提供の充実

児童からお年寄りまで、障がいのある、なしに関わらずすべての方に対し、広報、ケーブルテレビ、インターネット等あらゆる情報提供システムを充実させることにより、その人が必要なときに必要な情報が得られる体制の構築を目指します。

##### 【取り組み項目】

- ・ 広報ながわ、町ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等あらゆる媒体を活用し、全ての方に対し情報が得られる体制を構築します。

#### 5 施策展開のための財源確保について

施策展開のための各種取り組みを実施するにあたっては、国、県、その他の補助金等を最大限活用しながら、財源確保に努め事業実施に努めていきます。

# 第5章

## 計画の推進と評価

## 第1節 計画の推進体制について

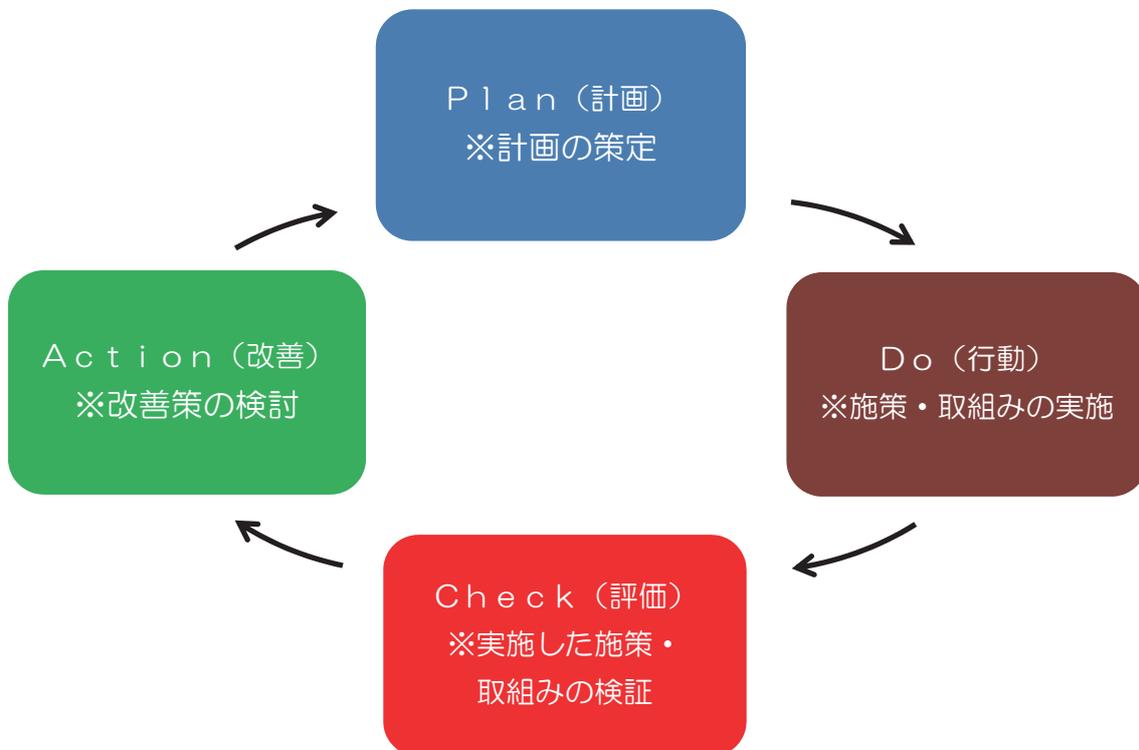
地域共生社会の実現に向けては、町民自らが主役となって地域福祉に関する理解を深め、地域福祉推進のための体制整備、強化を図ります。また、各地域において地域福祉のために考える機会を設け、課題を共有するとともに、町民の主体的な地域活動を促進します。

また、地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより町民や関係団体、事業所、関係機関等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超えて横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

## 第2節 計画の進行管理と評価について

本計画の進行を管理していくため、長和町地域福祉計画策定委員会の委員を中心とする「長和町地域福祉計画推進委員会」を設置し、その中で具体的な取り組み状況を把握し、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のPDCAサイクルを活用し、本計画の推進を図っていきます。

【計画に係るPDCAサイクルのイメージ】



# 長和町地域福祉計画



令和2年5月

長 和 町

## 地域福祉に関するアンケート調査の結果

### (1) 調査の目的

長和町地域福祉計画の策定にあたり、町内にお住まいの18歳以上の方から無作為に抽出した700人を対象に、町民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等について把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の概要

町内にお住まいの18歳以上の方から無作為に抽出した700人を対象に実施しました。

18歳～24歳：	39名	(古町 12、長久保 8、大門 8、和田 11)
25歳～34歳：	57名	(古町 18、長久保 11、大門 11、和田 17)
35歳～44歳：	75名	(古町 23、長久保 15、大門 15、和田 22)
45歳～54歳：	83名	(古町 25、長久保 17、大門 17、和田 24)
55歳～64歳：	121名	(古町 37、長久保 24、大門 24、和田 36)
65歳～74歳：	143名	(古町 44、長久保 29、大門 28、和田 42)
75歳以上：	182名	(古町 56、長久保 37、大門 36、和田 53)
計	700名	(古町 215、長久保 141、大門 139、和田 205)

### (3) 調査項目

調査項目は次のとおりです。

1. あなた自身のことについて
2. 地域生活に関することについて
3. あなたの福祉への関心、意識について
4. 福祉サービスに対する意識について
5. 福祉施策に関することについて
6. 民生委員・児童委員について
7. ボランティア活動などに関することについて
8. 災害時のことについて
9. 長和町社会福祉協議会について
10. 長和町の地域福祉全般のことについて

### (4) 調査方法

調査票による本人記述式とし、郵送により回収しました（本人が記述することが難しい場合は、家族・介護者等が本人と相談および意向を尊重し代理回答）。

調査期間：令和元年7月22日～8月19日

(5) 回収結果

【回収数】447件      【回収率】63.8%

(6) 調査結果

結果については、役場町民福祉課または以下のホームページに掲載してあります。

<http://town.nagawa.nagano.jp/>

## 長和町地域福祉計画策定経過

年月日	会議	内容
令和元年6月11日(火)	地域福祉計画策定委員会 委嘱式および委員会 (第1回)	①委嘱書の交付 ②正副会長の選出 ③地域福祉計画について(講演) ④アンケート(案)について ⑤今後のスケジュールについて
令和元年7月11日(木)	地域福祉計画策定委員会 (第2回)	①アンケート調査について(案) ②今後について
令和元年7月22日(月) ～8月19日(月)	地域福祉アンケート調査	町民700人を対象に実施
令和元年12月16日(月)	地域福祉計画策定委員会 (第3回)	①アンケート調査結果について ②課題の洗い出しについて ③課題の共有 ④今後の予定
令和2年3月18日(水) ～3月30日(月)	地域福祉計画(案)の 内容確認・修正	地域福祉計画(案)の内容について、 委員から意見を募集 新型コロナウイルス感染症感染拡大 に伴い書面承認
令和2年4月7日(火) ～4月16日(木)	パブリックコメント (町民から意見を募集)	地域福祉計画(案)の内容について、 町民から意見を募集
令和2年5月11日(月)	地域福祉計画策定委員会 (第4回)	地域福祉計画(案)の最終審議 新型コロナウイルス感染症感染拡大 に伴い書面承認

## 長和町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年12月4日

告示第25号

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、長和町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、長和町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 医療・保健・福祉関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月17日告示第19号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 長和町地域福祉計画策定委員会委員名簿

（任期：令和元年6月11日～計画策定終了まで）

（敬称略）

役職名	氏名	所属機関・団体名及び職名
委員長	森田 公明 (R1.12.15まで)	議会社会文教常任委員会 委員長
	羽田 公夫 (R1.12.16から)	
副委員長	小宮山 正幸	社会福祉協議会 会長
委員	伊藤 英一	長野大学社会福祉学部 教授
委員	小林 貴美子	国保依田窪病院患者サポートセンター 係長
委員	上條 拓也	依田窪老人保健施設いこい 相談支援員
委員	西澤 茂洋	社会福祉法人依田窪福祉会大門の家 施設長
委員	村田 伸造	社会福祉法人縦の木福祉会山の子学園共同村 施設長
委員	佐藤 永寿子	上小圏域障害者総合支援センター 発達障がいサポートマネージャー
委員	小林 繁太	老人クラブ連合会 会長
委員	宮澤 信雄	身体障がい者福祉協会 会長
委員	野村 民子	手をつなぐ育成会 会長
委員	羽田 勝典	精神障がい者家族会 会長
委員	安藤 一登 (R1.12.15まで)	民生児童委員協議会 会長
	児玉 隆一 (R1.12.16から)	
委員	丸山 宏子 (R1.12.15まで)	民生児童委員協議会 主任児童委員
	尾美 友子 (R1.12.16から)	
委員	三浦 才	古町自治会 自治会長
委員	馬場 謙次	長久保自治会 自治会長
委員	宮阪 守	大門自治会 自治会長
委員	町田 裕司	和田自治会 自治会長
委員	龍野 賢一	長和町教育委員会 委員（公民館長を兼務）



# 長和町地域福祉計画

令和2年5月  
編集・発行  
長和町町民福祉課

